

秋田県立大学附属図書館文献複写取扱要領

令和3年4月1日
図書館長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県立大学附属図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第18条及び第19条第4項の規定に基づき、秋田県立大学附属図書館のうち、秋田キャンパス、本荘キャンパス及び大潟キャンパスの図書館（以下「図書館」という。）における文献の複写および相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(複写の範囲)

第2条 複写は、次の各号に掲げる場合に限って行うことができる。

- 一 利用要領第2条の規定により図書館を利用する者が、その教育、研究及び学習に必要とする場合
- 二 次に掲げる学外の機関が、その業務上必要とする場合
 - (一) 大学図書館、短期大学図書館及び高等専門学校図書館並びに学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
 - (二) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (三) 国公立及び独立行政法人の試験、研究及び調査等を行う機関
- 三 その他図書館長が必要と認めた場合

(複写の申込み)

第3条 図書館に複写を依頼し、又は図書館内において自ら複写しようとする者は、あらかじめ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により図書館長に申し込まなければならない。

ただし、NACSIS-ILL システム経由で申込があったものについては、図書館システムから出力する受付票をもって代えることができる。

- 一 複写を図書館に依頼する場合 文献複写申込書（様式第1号）
- 二 図書館内において自ら複写する場合 複写申込書（様式第2号）

(申込みの制限等)

第4条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に対し、複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

- 一 図書館の複写処理能力を越える複写の申込みがあった場合
- 二 複写により損傷するおそれのある図書館資料の複写の申込みがあった場合

三 複写の禁止が定められている資料の申込みがあった場合

四 その他複写の申込みを制限し、又は断る必要があると図書館長が認めた場合

(複写料金の納付)

第5条 複写を申し込んだ者は、当該複写料金を納付しなければならない。

2 複写料金は、別表のとおりとする。

3 既に納付した複写料金は、還付しない。

(学外機関への複写依頼)

第6条 学外機関の図書館資料の複写を図書館長に依頼する場合は、文献複写申込書(様式第1号)により図書館長に申し込むものとする。ただし、複写を依頼できる者は、利用要領第2条第一号から第四号に掲げる者とする。

2 学外機関の図書館資料の利用および経費の負担については、当該学外機関の規則等に従うものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、複写に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 秋田県立大学図書館文献複写取扱要領(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

別表（第5条関係）

複写料金

種 別	図書館に複写を依頼 する場合	図書館内において有料 複写機を利用する場合
電子複写方式によるもの A3版1枚につき (A3版より小さい用紙を使用した ときもA3版の料金とする。)	モノクロコピー 30円	モノクロコピー 10円
A3版より小さい用紙1枚につき	カラーコピー 70円	カラーコピー 50円
A3版1枚につき	カラーコピー 100円	カラーコピー 80円
他大学等の図書館等の利用	当該図書館等の規則等に従う	

- 備考 1 郵送等の場合には、送付に要する実費を徴収する。
- 2 秋田県立大学の教職員が、その性格上秋田県立大学の経費から支出すべき
本学図書館資料の複写を行う場合には、複写料金を徴収しない。
- 3 秋田県の機関からは複写料金を徴収しない。